

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔環境創造局 管路保全課〕

事業名
1款 3項 1目
水洗便所改造資金貸付金

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳					損益勘定留保 資金等
		国	県	返還金			
令和3年度	4,169	0		2,993			1,176
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	5,085			4,412			673
増△減	△ 916	0	0	△ 1,419	0	0	503

支出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	29,354	6,154	5,085
	企業債+損益勘定留保資金等	12,820	2,047	4,709
決算	事業費	3,618	2,963	800
	企業債+損益勘定留保資金等	1,567	586	2,455

支出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	4,169	4,169
	企業債+損益勘定留保資金等	1,176	1,176

方針の確認/決裁
有（ ）・無（ ）

【事業の目的・必要性】

下水の処理区域内において、水洗トイレ改造工事又は浄化槽廃止工事を行おうとする者に対し、工事費の一部を貸し付けることにより、経済的負担を軽減し、水洗化を促進することを目的とする。

根拠・データ等
未水洗化世帯：4472世帯

【令和3年度実施内容及期待される効果】

（対象工事）

- ① 水洗（くみ取り）トイレ改造工事に対する貸付金
- ② 浄化槽廃止工事（大型浄化槽含む）に対する貸付金
- ③ 雨水排水分流化工事に対する貸付金
- ④ 共同排水設備工事に対する貸付金
- ⑤ 宅地内排水ポンプ施設設置工事に対する貸付金

左記①～⑤の実施により、対象者の経済的負担を軽減し、水洗化の促進が期待できる

【実績及び今後見込み】

水洗化普及率がほぼ100%になったため、港区篠原町の整備事業終了から数年後、貸付件数は減少すると考えられる。

	28年度実績		29年度実績		30年度実績		R1年度実績		R2年度見込		R3年度見込		R4年度見込		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
貸付金	水洗（くみ取り）	1	510	1	500	1	434	0	0	1	470	1	467	1	467
	浄化槽廃止工事（大型浄化槽含む）	5	1,834	9	3,118	6	2,529	2	800	8	3,615	6	2,322	6	2,322
	雨水排水分流化工事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	150	1	150
	共同排水設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	230	1	230
	宅地内排水ポンプ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,000	1	1,000	1	1,000
合計	6	2,344	10	3,618	7	2,963	2	800	12	5,085	10	4,169	10	4,169	

*大型浄化槽→大便器1個以上の浄化槽

【事業費の内訳】

	R3年度		R2年度		差引		説明
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
貸付金	水洗（くみ取り）トイレ改造工事	1	467	1	470	0	△ 3
	浄化槽廃止工事（大型浄化槽含む）	6	2,322	8	3,615	△ 2	△ 1,293
	雨水排水分流化工事貸付金	1	150	0	0	1	150
	共同排水設備工事貸付金	1	230	0	0	1	230
	宅地内排水ポンプ設置工事	1	1,000	1	1,000	0	0
合計	10	4,169	10	5,085	0	△ 916	

*大型浄化槽→大便器1個以上の浄化槽

【事業スケジュール】

通年、各区土木事務所が受け付けた申請書類に対して、審査・排水設備工事後の検査を行った後、貸付金を支出する。

【事業開始年度】

昭和37年度

【根拠法令】

下水道法、下水道法施行令、横浜市下水道条例、横浜市水洗便所設備資金助成及び貸付規則

【根拠とするデータ等】

過去の実績による

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 小塚 亮一	係長 杉田 泰規	下水道普及担当 中島 有香子
--------------------	-------------	-------------	-------------------